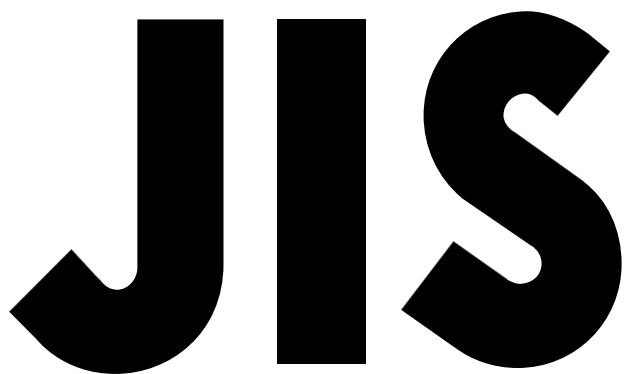




適合性評価－日本産業規格への適合性の認証－ 一般認証指針（鋳工業品及びその加工技術）

JIS Q 1001：2020

令和 2 年 2 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

（日本規格協会 発行）

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
(委員)	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇 治 公 隆	首都大学東京（公益社団法人土木学会）
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌 田 実	東京大学
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	木 村 たま代	主婦連合会
	佐 伯 誠 治	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	高 増 潔	東京大学
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	槇 徹 雄	東京都市大学
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 田 陽 滋	名古屋大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線 医学総合研究所
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 17.8.20 改正：令和 2.2.20

官 報 掲 載 日：令和 2.2.20

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 認証の条件	3
5 認証の申請	3
5.1 対象規格	3
5.2 認証の区分	3
5.3 申請書	4
6 初回工場審査及び初回製品試験	4
6.1 一般	4
6.2 初回工場審査	4
6.3 初回製品試験	5
7 評価	6
8 認証の決定	6
9 認証契約	6
9.1 認証契約の締結	6
9.2 認証契約の内容	6
9.3 認証契約の終了	7
10 認証書の交付	7
11 認証の追加又は変更	7
11.1 認証の区分の追加	7
11.2 工場又は事業場の変更又は追加	8
11.3 種類又は等級の変更又は追加	8
11.4 鉋工業品又はその加工技術の変更又は追加	8
12 認証維持審査	8
12.1 定期的な認証維持審査	8
12.2 臨時の認証維持審査	9
13 JIS マーク等及び付記事項の表示	9
13.1 JIS マーク等の表示	9
13.2 付記事項の表示	10
13.3 表示の方法	10
14 認証に係る秘密の保持	10
15 違法な表示等に係る措置	11
15.1 JIS マーク等の誤用等の場合の措置	11

	ページ
15.2 認証を行っている鉱工業品等が JIS に適合しない場合の措置	11
15.3 JIS マーク等の使用の停止に係る措置	11
15.4 認証取得者が認証維持審査を拒否した場合等の措置	12
16 認証の取消し	12
16.1 一般	12
16.2 認証の取消しの手続	12
16.3 認証の取消しに伴う措置	12
17 JIS が改正された場合などの措置	12
附属書 A（規定）分野別認証指針の様式	14
附属書 B（規定）品質管理体制の審査の基準	16
附属書 C（参考）JIS マーク等の表示の使用許諾に係る契約書の参考例	19
解 説	33

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Q 1001:2015** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

適合性評価—日本産業規格への適合性の認証— 一般認証指針（鋳工業品及びその加工技術）

Conformity assessment—Conformity assessment for
Japanese Industrial Standards—General guidance on a third-party
certification system for products and these processing technology

序文

この規格は、適合性評価手続に関する国際規格及びガイドの中で、**ISO/IEC 17067** で定義されるスキームタイプ 5¹⁾ に基づく第三者製品認証制度を定めた **ISO/IEC Guide 28** を基礎としている。

注¹⁾ 鋳工業品又は加工技術により加工された鋳工業品について、製品試験を行うことによって日本産業規格（以下、**JIS** という。）に適合するかどうかを審査するとともに、当該鋳工業品を製造又は加工する工場又は事業場の品質管理体制の審査を行うことによって認証を行い、更に、認証後に当該認証を維持するための認証維持審査を行う方法は、製品認証制度スキームタイプ 5 として定義される。

この規格は、**JIS** への適合性の認証（以下、**JIS** マーク表示制度という。）のうち、鋳工業品及びその加工技術の **JIS** に関して、登録認証機関が認証の業務を行うときに基準となる事項について規定しているもの（以下、認証指針という。）で、また、産業標準化法及び同法の主務省令の該当する規定に整合しているとともに、これらの規定を **ISO/IEC Guide 28** に基づいて再掲し、関連する国際規格等から事例を追加することによって、**JIS** マーク表示制度の認証に係る関係者の理解を促進することを意図している。

なお、主務省令の該当する規定とは、認証の業務の基準（登録認証機関と申請者又は認証取得者との間に係るものに限る。また、表示及び品質管理体制の審査の基準を含む。）であり、当該省令で定めるその他の基準（登録など、登録認証機関と国との間に係るものその他）を含まない。

認証指針は、認証の対象となる鋳工業品又はその加工技術の全てに対して共通して適用するために定められる一般認証指針、及び認証の対象である鋳工業品又はその加工技術の特性により、一般認証指針に対して特例とする事項を定める必要がある場合に定められる分野別認証指針で構成する。

登録認証機関は、一般認証指針、及び認証に係る鋳工業品又はその加工技術に関連して定められている分野別認証指針がある場合にあっては当該分野別認証指針に基づき、認証の業務に係る規定を定めなければならない。

1 適用範囲

この規格は、一般認証指針として、**JIS** マーク表示制度（鋳工業品及びその加工技術に限る。）における認証の業務の基準及び審査の基準の基本的かつ分野横断的な事項について規定する。